

(別記様式第1号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和6年度 |
| 計画主体   | 津別町   |

# 津別町鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 津別町役場産業振興課農政係  
所在地 北海道網走郡津別町字幸町41番地  
電話番号 0152-77-8384 (直通)  
FAX番号 0152-76-1217

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |             |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ、ヒグマ    |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 津別町内全域      |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |          |          |
|-------|-------|----------|----------|
|       | 品 目   | 被害数値     |          |
|       |       | 被害面積     | 被害額      |
| エゾシカ  | 小 麦   | 24.73ha  | 2,927千円  |
|       | てん菜   | 13.07ha  | 4,020千円  |
|       | 馬鈴しょ  | 6.25ha   | 837千円    |
|       | 豆 類   | 25.66ha  | 3,614千円  |
|       | 玉 ねぎ  | 0.48ha   | 226千円    |
|       | 飼料作物  | 40.33ha  | 6,677千円  |
|       | 合 計   | 110.52ha | 18,301千円 |
| ヒグマ   | 小 麦   | 3.01ha   | 594千円    |
|       | 豆 類   | 0.68ha   | 135千円    |
|       | てん菜   | 1.56ha   | 550千円    |
|       | 飼料作物  | 23.46ha  | 2,900千円  |
|       | 合 計   | 28.71ha  | 4,179千円  |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

|      |   |
|------|---|
| エゾシカ | 当町においては扇状に広がる河川流域に農村集落が形成されている典型的な中山間地域であり、4月末の播種時期から10月末の収穫時期まで全町的にエゾシカ・ヒグマ等の農産物被害を受けている。被害の傾向としては、牧草やデントコーン等の飼料作物の被害額が最も大きく、小麦・てん菜・馬鈴しょ・豆類等の畑作4品においても食害や踏み荒らし等の大きな被害を受けている。 |
| ヒグマ  | ヒグマによる被害については、エゾシカとほぼ同様な時期に食害及び踏み荒らしの被害が多く、近年では市街地周辺の農地での被害も確認されている。ヒグマの目撃数も年々増加しており、農作物のみならず、人的被害の拡大も懸念される。  |

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

軽減率を一律10%と設定する。

| 指 標  | 現状値（令和6年度）        | 目標値（令和9年度）       |
|------|-------------------|------------------|
| エゾシカ | 110.52ha 18,301千円 | 99.46ha 16,470千円 |
| ヒグマ  | 28.71ha 4,179千円   | 25.83ha 3,761千円  |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|                  | 従来講じてきた被害防止対策   | 課 題  |
|------------------|---|--|
| <p>捕獲等に関する取組</p> | <p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲報奨金<br/>～令和6年度 2,000円/頭<br/>令和7年度～ 5,000円/頭</li> <li>・ 農家からの捕獲要請を受け、鳥獣被害対策実施隊に捕獲依頼し、銃及びくくりわなによる捕獲活動を推進。</li> <li>・ 平成23年度にくくりわな6台を導入。</li> <li>・ 捕獲個体は処分場において発酵菌を利用した分解処理及び化製場搬入処理を実施。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物被害は、日没から夜間にかけて出没するエゾシカの被害が大半であり、農家からの捕獲依頼件数も多く、時間や場所も状況は様々であるため、猟友会として巡回及び捕獲等が大きな負担となっている。</li> <li>・ 搬入場所での個体処理能力に限界があり、短期間で集中的に捕獲された場合、処理が間に合わず搬入を一時停止せざるを得ないことから、捕獲資源としての有効活用に検討を要する。</li> <li>・ 捕獲効率向上のため、ICT捕獲機器の使用について検討を要する。</li> </ul> |
|                  | <p>&lt;ヒグマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲報奨金 50,000円/頭<br/> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;">                     1回の出動で2頭以上同時に捕獲した場合は、<br/>2頭目以降30,000円/頭                 </div> </li> <li>・ 出動報奨金 12,000円/日</li> <li>・ ヒグマの出没情報等を受け猟友会による巡回の実施と農業者への出没情報の周知及び周辺への注意看板の設置を行っている。</li> <li>・ 頻繁な出没が見られる農地には北海道の許可を受け、箱わなを設置し捕獲している。</li> <li>・ 捕獲個体は埋設処理及び剥製業者への委託している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没地域が広範囲になっており、巡回及び箱わな設置による確認作業等の労働負担や費用の軽減を図る必要がある。また、わなの設置には錯誤捕獲のリスクも伴うことから、人身被害防止のため、捕獲通知システム等のICT技術の活用などの検討を要する。</li> </ul>   |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
|               | <p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな担い手確保のため、狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要する経費を補助。（補助率2分の1）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会の会員の高齢化が進んでいることから、担い手の確保及び農業者との連携による効率的な捕獲体制の検討が必要である。</li> </ul>   |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道営中山間総合整備事業・畑総事業等により平成9年度から平成12年度の4ヶ年で町全域に侵入防止柵を設置（延長333km）</li> <li>・鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、平成22年度から平成27年度の6ヶ年で侵入防止柵の再整備を実施（延長87km）</li> <li>・防止柵の管理については、町内一円を対象地区として設置した津別町広域協定運営委員会において毎年点検修理等の維持管理を行っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や道路等で侵入防止柵が分断されている箇所からの侵入対策が課題となっている。</li> <li>・既存の侵入防止柵では柵内の山林に生息しているエゾシカの食害が防ぎきれないため、農業者から再整備（新設）が望まれているが設置費に莫大な経費を要する上、維持管理費や点検等の労働負担が増加するため、調整に苦慮している。侵入防止柵の設置だけでなく、新たな侵入防止対策の手法も検討していく必要がある。</li> </ul> |
| 生息環境管理その他の取組  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防止柵周辺の草刈りを実施。</li> <li>・エゾシカライトセンサス調査により生息動向を調査。</li> <li>・猟友会にて狩猟技術向上に係る研修会及び講習会を年数回実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木による侵入防止柵の破損リスク低減及び緩衝帯設置を目的とした侵入防止柵周辺の立木処理が必要とされる。</li> </ul>   |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策及び捕獲活動を継続するとともに、より一層効率的な取組に向け、津別町有害鳥獣被害対策協議会及び関係機関会議等による情報の共有に努め、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用した捕獲活動の推進及び捕獲従事者の育成確保を進める。

侵入防止柵においては、引き続き既存の維持補修管理に努めるとともに、腐食等の破損が著しい箇所については、再編整備も視野に入れ、農業者及び関係機関と協議するとともに、費用及び管理が負担とならないよう電牧の設置についても検討する。

今後、有害捕獲、侵入防止対策、生息環境管理を総合的に推進していくほか、ICT 関連機器を用いた捕獲及び侵入防止対策を積極的に実施し、被害軽減を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関で構成する「津別町有害鳥獣被害防止協議会」において、相互の連携・協力を図り効果的な対策について協議し、有害鳥獣における農業被害を最小限に留める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度                 | 対象鳥獣            | 取 組 内 容   |
|---------------------|-----------------|---|
| 令和7年度<br>～<br>令和9年度 | エゾシカ<br><br>ヒグマ | ・ 狩猟免許及び猟銃所持許可の取得支援<br>・ 注意喚起看板の設置<br>・ 捕獲活動に係る資機材の導入<br>・ 捕獲報奨金の支出 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| エゾシカについては、北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づく「エゾシカ捕獲推進プラン」及び近年の捕獲実績を考慮し、捕獲計画数を設定する。<br>ヒグマについては、近年の捕獲実績を考慮し、捕獲計画数を設定する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |        |        |
|------|--------|--------|--------|
|      | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  |
| エゾシカ | 1,200頭 | 1,200頭 | 1,200頭 |
| ヒグマ  | 20頭    | 20頭    | 20頭    |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| <捕獲場所><br>町内一円<br><捕獲期間><br>エゾシカ…4月～10月、3月<br>ヒグマ…4月～11月、3月<br>※その他の期間については、必要に応じて検討する<br><捕獲方法><br>銃器のほか、くくり罠及び箱わな等の設置により捕獲。 |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  |
|--|
| <p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <p>体格が大きく、警戒心が強いことから、より効率的な捕獲を行うため、殺傷能力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要とされる。</p>                 |
| <p>&lt;ヒグマ&gt;</p> <p>体格が大きく、警戒心も強く、人への攻撃などの危険性もあることから、安全かつ効率的な捕獲を行うため、殺傷能力が高く、有効射的距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要とされる。</p> |

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| なし   | なし   |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容                                      |       |       |
|------|---|-------|-------|
|      | 令和7年度                                     | 令和8年度 | 令和9年度 |
| エゾシカ | 生息状況や被害の動向などを勘案し、必要に応じて侵入防止柵・電牧柵の整備を検討する。 |       |       |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣        | 取組内容                          |       |       |
|-------------|-------------------------------|-------|-------|
|             | 令和7年度                         | 令和8年度 | 令和9年度 |
| エゾシカ<br>ヒグマ | ・多面的機能支払交付金を活用して侵入防止柵の補修等を実施。 |       |       |

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度     | 対象鳥獣        | 取組内容           |
|--------|-------------|----------------|
| 令和7年度～ | エゾシカ<br>ヒグマ | 町内一円で緩衝帯の設置を検討 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

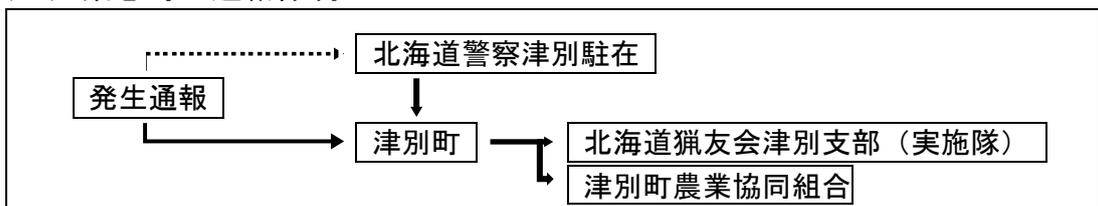
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称        | 役割                            |
|-----------------|-------------------------------|
| 津別町             | ・地域住民への伝達<br>・関係機関との連絡調整      |
| 北海道警察津別駐在       | ・地域住民の避難指示、警備等<br>・関係機関との連絡調整 |
| 北海道猟友会津別支部（実施隊） | ・対象鳥獣の捕獲                      |
| 津別町農業協同組合       | ・地域住民への伝達                     |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲鳥獣は処理場において発酵菌を利用した分解処理及び化製場搬入処理する。
- ・ ヒグマについては内臓等の一部を北海道環境科学研究センターへ試料提供する。
- ・ エゾシカ有効利用について検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

##### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

有効利用について検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

##### (2) 処理加工施設の実施

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

##### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

有効利用について検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                   | 津別町有害鳥獣被害対策協議会   |
|--------------------------|--|
| 構成機関の名称                  | 役割   |
| 津別町                      | 協議会の運営及び被害防止施策の実施<br>有害鳥獣捕獲指示等の全体調整<br>被害等出没状況の把握及び住民への情報提供      |
| 津別町農業協同組合                | 協議会の運営及び被害防止施策の実施<br>農業者への指導及び意見聴取、被害状況の把握<br>出没状況の把握及び農業者への情報提供 |
| 津別町鹿害対策協議会（津別町広域協定運営委員会） | 協議会の運営及び被害防止施策の実施<br>鹿侵入防止柵の維持管理                                 |
| 北海道猟友会津別支部               | 協議会の運営及び被害防止施策の実施<br>銃器及び箱わな等による捕獲の実施                            |
| 網走農業改良普及センター             | 農業者への指導及び調整  |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称                                | 役割   |
|--|--|
| オホーツク総合振興局<br>（産業振興課農務課<br>保健環境部環境生活課） | 有害鳥獣捕獲等に係る事業の活用<br>有害鳥獣捕獲等に係る許可事務及び被害報告等の取りまとめ |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年4月1日、津別町鳥獣被害対策実施隊を設置。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による農林業等被害の防止においては、農業者等自らが行う被害の未然防止対策が重要であるために、津別町有害鳥獣被害対策協議会及び関係機関会議等での検討及び農業者等への指導、広報活動等により対策を講ずることとする。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。